令和3年度第1回 高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会

- 1 日時 令和3年10月20日(水)18:30~20:30
- 2 場所 高知共済会館 3F 桜
- 3 議題
 - (1) 国のひきこもり支援に関する動向
 - (2) 令和3年度ひきこもり支援の取り組み状況について
 - (3) 令和3年度の課題を踏まえた今後の方向性について

5 出席者

	所属	職名	氏名	備考
委員長	高知県立精神保健福祉センター(高知県ひきこもり地域支援センター)	所長	山﨑 正雄	
副委員長	高知県臨床心理士会(高知県公立大学法人高知工科大学)	会長(教授)	池 雅之	
委員	厚生労働省高知労働局職業安定部	職業対策課長	安田 博人	
	高知県精神科病院協会(高知鏡川病院)	医師	鎌倉 尚史	
	高知大学医学部神経精神科学教室	特任教授	高橋 秀俊	欠席
	高知県精神保健福祉士協会	会長	宮本彰	
	高知県介護支援専門員連絡協議会	会長	廣内 一樹	
	社会福祉法人高知市社会福祉協議会事務局 共に生きる課高知市生活支援相談センター	センター長	石元 慎次	
	社会福祉法人高知県社会福祉協議会事務局地域支援部地域・生活支援課	課長	間章	
	こうち若者サポートステーション	所長	横畑 健	
	特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会高知県支部	支部長	坂本 勲	
	高知県民生委員児童委員協議会連合会	会長	池永 彰美	
	高知市健康福祉部	地域 共生社会推 進担当参事	明坂 通子	
	いの町ほけん福祉課	課長	澁谷 幸代	
	高知県心の教育センター	所長	山中 常嘉	欠席
	高知県保健所長会(高知県安芸福祉保健所)	会長(所長)	福永 一郎	

令和3年度第1回

高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会 議事録

1 開会

2 議事

(委員長)

ひきこもり支援っていうところもいろんなところで注目をされておりますし、今日は色 んなところで活躍されてる方々からもご発言いただけるということで楽しみにしておりま す。

よろしくお願いいたします。

それから会議次第に従いまして進めていきたいと思いますけども。

まず、報告事項の(1)の国のひきこもり支援に関する動向についてということで、議事局の方からご説明お願いいたします。

(事務局)

地域福祉政策課でございます。資料は報告事項の1をご覧ください。

ひきこもり支援策に関する国の動向についてご報告をいたします。

令和2年10月27日に、ひきこもり支援施策の推進につきまして、国から通知が発出されております。その中で、市町村のひきこもり支援体制の構築にあたりまして、取り組むべきこととして、資料の、下段に3つ枠ございます、窓口の明確化、実態やニーズの把握、プラットフォームの設置・運営3つの取り組みが、掲げられております。2ページをお願いします。3つの取り組みにつきまして、県内の取り組みの状況でございますが、①の、ひきこもり相談窓口の明確化・周知につきましては、34市町村すべてにおいて、相談窓口の明確化が完了しております。

相談窓口等につきましては、お手元にございます、リーフレットにも記載をしております。 今後順次、市町村及び医療機関等の関係機関にて配布し、周知をして参ります。

二つ目の②、支援対象者の実態やニーズの把握につきましては、令和3年4月の時点で、 県内7市町村が独自に、実態把握を実施済みでございます。

なお、独自調査が未実施な市町村においても、県で実施済みの調査結果を活用したり、小 規模自治体であるため調査なしでも把握は可能ですとか、相談があった際には、関係機関と 連携して対応にあたってる場合もございます。

三つ目の③、市町村プラットフォームの設置運営につきましては、令和3年3月末時点

で、県内 10 市町村が、設置済みと回答しております。未設置の理由としては、市町村プラットフォームの理解が不足しているなどが挙がっていたため、県としましては、市町村プラットフォームの理解を深めてもらうために、市町村プラットフォームの考え方につきまして、市町村訪問時や会議の場で周知を図っているところでございます。

先に述べた国の通知では、これら3点について、令和3年度末までに、取り組むことと されているため、県としても引き続き取り組み促進に向けた支援を行ってまいります。

続いて、国の動きとして、資料中程にございます、ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の実施状況をご報告します、この会議はひきこもり状態にある方やその家族への支援にあたり、多様な選択肢を用意することが重要であるとの認識のもと、厚生労働省、内閣府などの関係府省が横断し、情報共有や取り組み検討を行うもので、令和3年6月から実施をされております。

その1回目の会議では、いの町の市町村プラットフォームの事例が紹介されております。 次のページにいの町の取り組みの資料を添付しております。また3回目の会議では、安芸 市における「農福連携」の取り組みが紹介されるなど、県内の取り組みが全国的にも注目を されているということでございます。

以上、国の動向に関する報告でございました。

(委員長)

事務局の方から、国の動向についてのご説明をいただきましたけども、ご意見とかご質問 等ございましたらお願いいたします。

なかなか国の方でも、高知県の動向すごく注目されてて、いろんなところで、「高知県ですごくやってるよね」って言うような話があって、この横断会議の話も、私も色んなところから入ってくるんですけど。高知県をモデルとしてみたいなところもあって、ちょっとこそばゆい感じもしますけど。いろいろと皆さんからの国の動向についてご意見とか、本当はこうだよね…とか何かあれば。

(委員)

いの町の取り組みを取り上げていただいて本当に恐縮しております。この取り組みは本 当にプラットフォームと呼んでいいのかっていうのはありますけれども、様々な機関がネ ットワークで繋がってるってことが、本当に大きなことだと思っておりまして、委員長に、 元から色々ひきこもり支援ではご支援をいただきまして、こういった体制が整ってきたの かなあと思いますが、やはりその、随分と歴史もありますし、長い間専門職の1人1人が、 本当に諦めずにやってきてここまで来たのかなあということですので、しっかりと、そうい った取り組みを、まだ先につなげていけるような、そしてこのひきこもりの県の会議の委員 の皆様方にもまたアドバイスをご助言とかいただきながら、進めていきたいなと思ってお ります。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

安芸のケースについて、委員なにかご意見とかございましたら。

(委員)

ひきこもり支援施策ということで、これはご存じのように、非常にコミュニティベースのところから、広域に亘るまで色んな人たちが動かなければいけないことになっていますが、私どものところはご存じのように、農福連携でありますとか、割と関係性のある方々がですね、共通的な認識を持てるような場を持っております。そういうところの中で、例えばこの市町村プラットフォームということになりますと、これが次の課題になっていくわけですが、この中の方々がやはり、うちのところで何が起こっていて、そして、どういうことが必要であるかということを認識するところから始まると思います。そういうような話がやっぱり進んでいくと、何か大上段に構えて何か作るっていうようなのではなくて、そういうような素朴な部分という、もうちょっと言えば、皆さん困り事があると思いますから、困り事をひっくり返すと理想になりますので、そういうようなところから進めていけばいいのかなというふうに思っていきます。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

他の委員の方々からも、この国の動向について、高知県てこういうところっていうのはやっぱり大事だよね、みたいな取り組み等、ございましたらお願いします。

委員、国の動向についてご意見がございましたら、ご質問でもよろしいです。

(委員)

厚生労働省の令和 4 年度の概算要求を受けて、想像してたより本気出してるな。ちょっとびっくりしたというか、家族会の方も頑張らんといかんなという、そういう感じになってます。

(委員長)

ありがとうございました。

ちょっと質問の前に、私から。高知県の全市町村に窓口が明確化されてますけど、もし他の都道府県はどうなのかなという情報とかございましたら、お願いしたいと思いますけど。

(事務局)

ちょっと他の都道府県の情報は現在持ち合わせてないので、申し訳ございません。

(委員長)

とにかく高知県で全市町村に明確にしてるんだね、というふうなところがあったので、他の都道府県はどうなのかなと思ったところでした。では、明確化にするのにあたって、事務局の方でこんな苦労話があったとかいう話があれば。

(事務局)

地域福祉政策課です。国の通知を受けまして各市町村に、まずは第一義的なところの窓口を決めていただいて、それを教えてくださいと、いうことでお願いしまして、結果それぞれの市町村さんからいただいているところなんですけれども、どこが所管ということがないものですので、すきま事案というところから始まっておりまして、市町村の方でも、どこが、最初の窓口を担うかというところは、結構ご検討をされたようにお聞きしています。

なので、ところによっては複数の窓口を出していただいてるところもありますし、第一義的な窓口ですのでやっぱりそこは全体を受けて、後々までフォローしていかないといけないということではないけれど、ちょっとこちらの説明の仕方が難しかったり、そんな感じをもっております。以上です。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

皆様も都道府県の話聞いても、窓口をどこが所管するっていうところは、すごく難しいと ころです。それでこうもめたりっていう話をよく聞いたりもしますので。

高知県は、明確化できてよかったなと思っています。

(委員)

意見ということではなく質問です。不勉強で申し訳ないんですけれども、ひきこもり相談窓口の明確化というのはどこに相談したらいいのか、ワンストップの相談場所がわかるということで、何となくイメージがつくんです、市町村プラットフォームっていう理解がしづらいです。

そもそもプラットフォームの考え方、いの町さんを見ると、多分仕組みを明確にするということだと思うんですけれども。

そういう理解でよろしいのでしょうか。プラットフォームの少し説明をいただけたらありがたいなって思います。

(委員長)

すごく重要なところだと思いますけども、

プラットフォーム色んな考え方を示してくれてたりはしてくれてるんですけど、事務局

の方で説明ができるかたございましたらお願いします。

(事務局)

プラットフォームということなんですけれども、私どもとしては関係機関のネットワークと言いますか、会議体のようなものを想定はしています。

(委員)

なるほど。というのが割と高知県内が進んでいるという理解で大丈夫なんですか。 いの町さん始め色んなところで、多分安芸市さんとかも結構進んでいるのかなと思ってる んですけれども、それ以外の市町村でも割と整備が進んでいるっていう状況があるという 理解で大丈夫ですか。

(事務局)

市町村プラットフォームについては、まだ 10 の自治体しか設置が進んでいない状況では ございます。ただ、ひきこもりがプラットフォームということではなしに、例えば、昨日あ りました自殺の協議会でありますとか、困窮者だとか、市町村は色んな協議会を持っており ますので、そういったところをひきこもりの協議会に位置づけることも一つの手法ですよ。 ということでお伝えして、同じようなものがいくつも重なっては、市町村さんもマンパワー も限られておりますので、方法を考えてはいかがでしょうということで、進めていったりし ております。

(委員)

イメージが大分ついてきました。ありがとうございます。

(委員長)

はい、続きまして議題の(2)の令和3年度の取組状況について、というところで事務局の 方からまたご説明をお願いします。

(事務局:地域福祉政策課)

報告事項の2の資料をご覧ください。ひきこもりの人への支援の充実に関しまして、これまでの状況・課題を踏まえて、資料の右下にございます黄色のところですけれども、令和3年度の取り組みの通り、進めていくよう、今年度当初に定めたところでございます。これ定めました、3年度の取り組みとしては大きく3つ柱がございます。

一つ目は相談支援体制の充実です。都市部ではひきこもりの人がいることが表面化しづらい傾向がある。などの課題を受けまして、自ら、あるいはご家族が必要な時に SOS が出せれるよう、相談窓口の設置や支援に関する情報発信を強化していきます。

本日のリーフレットもその一つでございます。また市町村におけるアウトリーチを含む 包括的な支援体制の構築に向けて支援を強化していくこととしております。

二つ目の人材育成におけるアウトリーチを含む、失礼、人材育成については、医療的ケアが必要なケースをはじめ、相談支援関係者が、支援に苦労されたり、市町村の担当者が対応に不安を感じていることが分かりましたので、研修を充実させることや、専門的知見からの技術支援を行っていくこととしております。

三つ目の多様な社会参加に向けた支援の充実につきましては、居場所など、社会参加に繋がる環境づくりを進めるため、あったかふれあいセンターなど、既存の地域資源の活用や民間団体の取り組みに対する支援の拡充を図っていることとしております。

また、就労に向けた支援について、一番下に丸新、をつけておりますが、就労体験や訓練の場を、活用の動機づけとして、新たに手当を支給します、インセンティブ制度を創設をしております。こうした取り組みを通して、目標値につきましては、資料の一番上のところにございますが、左側に第1階層の目標としまして、新規相談件数年間200件以上としております。これはひきこもりの方と支援機関とのつながりを増やすことを目指すもので、昨年度の新規件数150件に上乗せをした設定としております。

右側の第2層の目標設定としまして居場所等の支援につながった件数を年間100件以上として設定をしております、あわせまして、中間的就労等を経て、就労した人数につきましては、年間10人以上と、設定をしております。

このような取り組みや目標の設定を元に、今年度上半期の各機関における取り組み状況をご報告を致します。

次の2ページをお願い致します。始めに地域福祉政策課の取り組み状況でございますが、 ひきこもりの相談支援に関する情報発信では、ひきこもり当事者や家族の不安や困難さを 理解し、社会全体でひきこもりの人等を支えていく気運を醸成するということ。

また、相談窓口を周知することで、相談につながりやすい環境を整備するため、今後様々な媒体を活用して、県民の皆様に相談窓口や支援の流れについての情報が届くよう、発信を強化していきます。具体的には、今お手元にある、リーフレットですとか、ポスター及び啓発動画も作成しておりまして、これらについて、今後順次、市町村及び医療機関等の関係機関にて、配布しています。委員の皆様におかれましても所属機関等で、配布にご協力いただけるようでしたら、会議終了後、スタッフの方にお声がけいただきますと幸いでございます。

次に、左下のひきこもりピアサポートセンターの取り組みでございます。当事業は令和2年度から開始をし、今年が2年目となります。相談窓口の多様化を図るため、元ひきこもり当事者が中心となった、ピアサポーターによるひきこもりの人や、家族へのピア相談、アウトリーチ型の訪問支援などを行う事業でございます。なお、ピアとは、同じ立場、背景の仲間という意味でございます。

高知市と宿毛市の2カ所に設置をして運営をしております。令和3年4月から9月末の 実績は、相談件数は累計延べで545件、当事者の年齢をみると、30代を中心に幅広い状況 でございます。今年度に入り、新規のケース数は29ケース。また、当事者や家族、10件が 居場所や関係機関による支援につながっております。

次の、右側のひきこもり自立支援体制構築事業の取り組みです。この事業は令和元年度から開始しまして、ひきこもり者等就労支援コーディネーターを配置し、ひきこもりの人のアセスメントや個々の状況に応じた就労に向けた支援を実施しております。

今年度の実績としまして、9月末時点で12名の方が、延べ165回利用され、うち1名の方が就職をしております。また、今年度から開始しました、就労体験や就労訓練を行った際に、体験した方と体験を受け入れた事業所側に、手当を支給するインセンティブ制度を活用し、就労体験を行った方は4名となっております。以上、地域福祉政策課からの報告でございます。次に、ひきこもり地域支援センターにお願いしたいと思います。

(事務局:高知県ひきこもり地域支援センター)

ひきこもり地域支援センターの令和3年度の取り組みについてお伝えします。直接支援による相談支援等と、間接支援である地域支援、啓発について9月末までの実績を中心に記載しています。

来所相談と電話相談合わせて上半期で延べ 483 件の相談がありました。居場所づくり支援、青年期の集い、延べ 36 名の参加状況も含め、直接支援は、コロナ前の令和元年度よりは少し少なくなっている状況です。

原則、センターでは、訪問は行っていませんが、いかに継続支援につなげるかということ をしながら、直接支援を行っております。

2の地域支援と3の研修については、主に支援機関の皆様、支援者向けの間接支援です。 現在、高知市内にひきこもり地域支援センター1ヶ所で直接支援で対応できる範囲も限られ ておりますので、身近な地域で対応する機関への支援を行っております。昨年度から高知市 だけではなく、東部と西部と中央ブロック毎の連絡会を開催して、これまで中央部の開催で はご案内できなかった地域の関係機関の方にも、ご案内参加していただいております。

また、ケース会議については、一部の市町と福祉保健所、若者サポートステーションさんになりますが、年間計画をもとに開催しております。

3の研修会については、集合形式、講義形式のものと、弊会講師にオンライン講義をいただいたDVDの貸し出しによる研修を実施して、今年度は現在60の機関の方からお申し込みをいただいている状況です。年度後半では事例を通した研修を予定しております。

DVD貸し出し研修は、期間を定めておりますが、昨年度から実施をしており、遠方の機関の方や、一つの機関でも複数多数の方にご視聴いただいて、より多くの方に受講していただいております。

啓発としては、対象一般県民の方も含めた講演会を開催し、ひきこもり経験者の方3名の方にも話題提供や分科会でご協力をいただき、今年度開催しております。つながる festa (フェスタ) というのがこれにあたります。

研修会勉強会講師についても、依頼に応じて対応して、9月末までは、現在のところ2回 スタッフを派遣しております。

2と3の地域支援研修の機能としてはひきこもりに関する理解や、知識を深めることと、 県内の医療も含めた支援の実際についての情報交換、当事者や御家族の声を届けるといっ たことと同時に、支援する方々の心理的なサポートも大事だと思って取り組んでおります。 課題としましては、下に記載しておりますように、高知市内にあるひきこもり地域支援セン ター1ヶ所で、県内全域に対する直接支援には限界があるため、身近な地域圏域での支援体 制が、機能することが必要な状況です。

また、先ほどからお話があるように市町村の窓口、相談窓口の広報が今後進んでいくと思いますので、そのため上に書いてあるような、地域支援や研修会を継続実施しつつ、福祉保健所が今年度から実施している管内市町村等との勉強会・情報共有の場への協力支援をしているところです。

高知市さんとも昨年度末から市の相談体制に関する、ワーキング等で話題提供させていただいたりしておりますので、引き続き、高知市さんとの、機能分担などを共有させていただけたらと思っております。

令和2年度からひきこもり地域支援センターの人員も増やしていただいて、その体制で やらせていただいてますので、昨年度、全市町村のアンケート聞き取りをした内容をもとに、 今年度以降の間接支援、地域支援、研修の内容も組み立てながら実施していきたいと思って います。以上です。

(事務局:高知県教育委員会事務局生涯学習課)

生涯学習課です。当課からは、若者サポートステーションの取り組みについてご報告をいたします。資料は4ページになります。事業内容としましては、左上の方をご覧ください。中学校卒業時や高校中退者の進度未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代概ね40歳代のうち、長期間無業であった方や、ひきこもり傾向にある方に対して、若者サポートステーションを核とした就学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進する取り組みを行っております。

体制としましては、東部・中部・西部に拠点を設置するとともに、2ヶ所の常設サテライトをして支援員も配置し、事業目標としましては、単年度の進路決定率を 40%としております。

特に就職氷河期世代支援としまして、右にありますように、令和2年度から支援の対象者を49歳まで広げまして、職場体験を行う際のインセンティブ制度として、事業者や利用者へ、手当を支給する他、ウェブ広告による周知やオンライン相談など、取り組みの充実を図っております。事業目標としましては、相談延べ件数520件、新規登録者34人、進路決定者数15人としております。

支援の流れとしまして、その下にステップ1から5とありますように、ホームページや

出張相談会などの情報発信により、面接につながった利用者と初回面談を行い、登録をしていただいて、就職に向けた支援として個別相談や各種セミナーへの参加、高卒認定試験に向けた就学支援、職場見学や職場体験などの支援を行いまして、就職決定後も1年間をめどに、見守り支援を行っているところです。

令和3年9月末現在の取り組み実績としまして、資料の下半分をご覧ください。事業全体としましては、相談延べ件数が5418件。新規登録者数151人、進路決定者数101人で、この時点で、既存の登録者も含めた、単年度進路決定率は25。8%となっております。利用者の年齢別で見ますと、10代20代の順で多く地域登録者の7割を占めております。40代は29人で、約2割となっております。

セミナー等への参加は延べ 593 人、学習支援参加は延べ 349 人で、高卒認定試験には 5 名の方が合格をされています。このうち 40 代支援につきましては相談延べ件数が、その右になりますけれども相談延べ件数が 615 件、すでに目標は達成しておる状態です。

新規登録者数が29人、相談のきっかけとしましては、関係機関からの紹介の次にチラシやウェブ広告というふうになっておりまして、SNSなどを活用した広報による成果が見られるのではないかというふうに考えております。

また進路決定者数は 14 人、インセンティブ制度の活用状況が 5 件というふうになっております。ひきこもり傾向にある方に関しては、特に集計はしていませんので、割合は不明ですけれども、長期にわたり支援している方の中には、ひきこもり傾向にある方もいらっしゃいますので、ひきこもり地域支援センターと連携して、ケースカンファレンスを実施する他、必要に応じて対象者の引き継ぎなどを行っております。

課題としましては、様々な事情を抱えている支援者に対し、効果的な支援が行えるよう、支援関係者の資質向上に努める必要があると考えておりまして、7月には、支援者が社会的自立に困難を抱える方の理解促進と、支援方法を学ぶ若者自立支援セミナーを実施した他、9月から10月にかけまして、就職氷河期世代の支援者を対象に、社会適応能力に関する、段階的なトレーニングプログラムである「若者はばたけプログラム」の活用研修会を実施をいたしました。

今後も支援を必要としている方に1人でも多く必要な支援策に繋がるように、若者サポートステーションの取り組みも充実して参ります。生涯学習課から説明は以上です。

(事務局:須崎福祉保健所)

須崎福祉保健所です。ページ数5ページになります。

今回、福祉保健所の取り組みの参考事例として挙げさせていただきます。

今回、お伝えするのは福祉保健所が、市町村が行っている取組支援に入った後、管内の連絡会を初めて開催したという事例をご紹介いたします。

管内の市町は一市四町で、健康障害課の担当になっております。(資料に)このひきこもりの支援担当者連絡会の経緯と現状を書いております。平成25年度頃より管内で、ひきこも

り支援の検討会というのが、須崎市、中土佐、四万十町で開催されるようになったそうです。 当所も各市町のひきこもり検討会を支援し令和元年度には、いろいろ課題が出てきました。

一つは、市町の困りごととして、情報があっても対象者に会えないことが多くて、支援を 開始するまでに時間を要する。それから、関わる上で本人の拒否があると、なかなか対応が 難しい。支援者のひきこもりに対する理解とスキルアップが必要であるということがわか ってきました。

二つ目は、市町でひきこもり支援体制づくりを進めるためには、個別の事例検討、地域課題の整理が必要ではないかという意見がありました。

それから三つ目、ひきこもり対策を推進するためには、各市町のひきこもり対策の現状把握と課題の抽出が必要ではないか。それらを課題としてじゃあどうしようかとなったときに、中で連絡会をすればいいんじゃないかということに至り、昨年度初めて管内で「ひきこもり支援に関する管内の担当者の連絡会」を開催いたしました。令和2年11月16日になります。

ここで先ほどの課題を解決しようということで、企画をしまして、内容は、まず一つ。ひきこもり支援に関する各機関の取り組み課題について情報共有をしました。これは事前調査をさせてもらって、お互いどんな取り組みをしているか意見交換を行いました。

もう一つは、各市町でのケース数や支援に関する必要な情報の把握を進めるためには、ひきこもりの台帳、様式があった方がいいということになりました。その様式を作って提案する際に、いの町さんが作られていた台帳を参考にさせていただきました。お世話になり本当にありがとうございました。

会の意見交換では、「ひきこもりはケース数があんまり多くないので、経験の積み重ねはなかなか難しい。」「他市町の事例検討は非常にスキルアップになると思う」等というご意見がありました。

それから、支援については非常に目に見えづらい、変化が見えづらいということがあって、(ひきこもりの)支援者はモチベーションを保つのが非常に大変だ、というご意見もありました。またケースの背景とか、課題が多岐にわたるということがあるとやっぱり、保健とか福祉だけじゃなくていろんな庁内の体制構築が必要だよねという意見も出ていました。

他に、保健福祉がメインになるとちょっと教育分野との連携が難しい部分があるね、という ご意見もあっています。3年度の(連絡会の)取り組みとして今年はスキル向上のため、検討 を行おうと企画している準備段階であります。須崎福祉保健所からは以上です。

(事務局:いの町ほけん福祉課)

いの町のひきこもり支援活動と、事例を通して少しお話をさせていただきたいと思います。いの町では、ひきこもりの相談から情報収集をしていって、ひきこもり支援会議でゲンカをしていくようにしています。

この会議が高知県ひきこもり地域支援センターとか、中央西福祉保健所の職員さんにお

いでていただいて、委員長をはじめ様々な職員の皆さんからご助言をいただいたりしています。ここでは診断するのではなくて、何が本人を苦しめているのかっていうことを見立てていくというふうになっています。

私も初めて入った時なんかからずっと自分なりの見立てを持ってこの会に臨むんですけど、先生の助言を聞くと自分の思ってたのと全然違ってたりとかいうことも多々ありまして、保健師自身もスキルアップであったりっていうところにも、なっているかなと思います。ケースは1回かけるだけではなくって、状況が変わっていったりだとか、あまりに長期間変わらなかったりとか、そういう時にももう一度再検討していって、この方向性でいいのかとか、そういうところ、それから、支援していかないとっていう風に力が入りすぎている時なんかもありますのでそういう時に、こうちょっと肩の力を抜くような助言をいただいたりだとか、狭まっている視野を広げてもらうような、ご助言をいただいたりしています。こういうバックアップがあってこそ私たち保健師はモチベーションを保ちながら、このひきこもり支援を続けていけているというふうに感じています。

(事例紹介 ※非掲載)

それから、私たちの保健師だけではなくて、いざ動き出そうとした時とかに、就労とかいろんな面で、ハローワークの職員の皆さんであったり、若者サポステの皆さんであったりっていうところに繋がしてもらって、そこでのまた、力をもらったりとか、いうことも多々あります。さっきのケースなんかは、なかなかこう、福祉サービス、今あるものに載らなかったりすることも、多々あったりするので、家以外に自分がここにいてもいいんだなと思えるような人とか、場所とか、そういうふうなところが、できていったらすごくいいなというふうに感じています。

安芸の農福連携の現場なんかもすごく見さしてもらったりして、そこにいる方たちがすごく暖かいなぁと、感じることがあって伊野にもこういう暖かい人がいるんじゃないかなと思って探していると、このあいだ見つけました。課長と一緒に会いに行って、たまたま農家さんだったんですけれども一緒に田芋を掘ったりとかして、いつでも来ていいよと。調子がいい時に来て、冗談言って、一緒に作業して、また来たい時に来たらええし、えいように使っていいよって言ってくださる方やったので、そういう暖かい方がこう、いろんなジャンルで、受け皿として増えていったらいいなという風に、そういうのが地域作りになってくるんじゃないかと感じています。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ひきこもり支援の主管課の地域福祉政策課、ひきこもり地域支援センター、生涯学習課、須崎福祉保健所、市町村の対応としていの町さんということで、様々な立場で重層的にどう支援していくかというような、次につながるようなお話をいただいているかなと思いますし、また、取り組みの中で色んな課題を持ちながらやってらっしゃるな、ここをどう繋いでいったらいいのかという風なところのヒントも、見えてくるかな

と思いましたけれども。

とりあえず、ただいまの皆さんのご説明についてご質問とかご意見などございましたら お願いします。

ほんとに教育の現場から、そういってこう保健福祉の活動をしている市町村とか福祉保健所の現場、また就労の方にどう繋いでいくかという風なところ、また高齢者のお宅でひきこもりの方が見出されて、地域、家庭、まるごとでどう支援していくかという風な、改正社会福祉法の元での「我が事丸ごと」となることという風な形の、ひきこもりの支援がすごく重要になってくるかなということがいろいろ垣間見えると思いますけれども、今のこう現状の流れのご質問ご意見などございましたら。

(委員)

いの町さんの取り組みでご質問があります。

私どもは、生活困窮者の支援でいろんな市町村社協と関わっていく中で、ひきこもりの方への寄り添った支援はとても大事だなということを感じており、先ほどの話を聞きながらとても素晴らしい支援されてるということを感じたところです。

やはり支援してくる中で、本人への支援はこういう色んな事例とかを学びながらできる 場面も出てきたと思うんですけども、親への支援ですね、例えば保健師の方が、ご本人さん と親御さんの両方を支援すると利益が対立したりとか、色んな事情が複雑に絡み合ってい るので、多分同じ立ち位置では支援ができないかなと思うので、本人支援、親支援をどうい う役割分担でされたのかというのを教えていただきたい。また、支援の体制はどうなってる のかなということを教えていただきたいと思います。

(事務局:いの町ほけん福祉課)

ご質問ありがとうございます。

事例紹介したケースもお母さんの方にはケアマネジャーが関わっていますので、そちらはそちらで支援があるんですか、他のケースでも、高齢のお母さんと息子さんとかいうケースがあったりして、その時その方の場合は、包括支援センターの社会福祉士と一緒に訪問をして、別々の部屋でお母さんのお話を者会福祉士が聞き、引きこもっている息子さんの話は私が聞きという形で、やりとりをしていたりします。

その中で、包括の職員とも情報共有をしながら、お母さんの方にいろんな支援が入って人が入ってくると彼が、息子さんの方が不安定になったりするので、そこのさじ加減をどうするかとかいうところも、相談しながらやっているというような状況があります。

(委員)

ありがとうございます。

いの町さんはそういうプラットフォームがある中で、今回親支援に入るのはどの機関が

適切なのかっていうことを検討されていくような感じですかね。

因みにこの事例だと、お母さんが包括センターと関わっていたということですが、なかなか役割分担して関わる機関が少ないというところで悩むケースが他の市町村でもあって、 参考になりました。ありがとうございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

他にもご質問とかご意見がございましたらお願い致します。

(委員)

私が病院で、アウトリーチがどうしてもできなくてですね、受診された方を診察するという立場で仕事をしています。それで、ざっくりとした印象で聞かせていただくんで構わないんですが、いろいろ相談をお受けする中でですね、精神科医療に繋がりそうな人の割合っていうんですかね。今だったら発達障害であったりとか、統合失調症の急性期ではないんですけど陰性症状が活発な状態とか、あと、恐怖性障害とか、色々あると思うんですけどもそういう人たちってどれぐらい、いそうですかね。ていうのをちょっとお伺いしたいと思います。

(事務局:ひきこもり地域支援センター)

医療機関ごとの機能とかにもよると思うんですけども、どの医療機関でも対応をしてくださりそうな、薬物療法を中心とした、医療っていうことになると、どうでしょうか、印象、半分いるかいないかとかそんな、印象でしょうかね、ずっと長年関わっても、ずっと医療に掛からないままでも、センターに継続してきていて、割と安定して繋がってる方もいらっしゃるし、結構何年かして、症状がちょっと色んな不安が重なって、逆に外へ出て行くようになって社会参加するようになって、少し、今まで少なかった刺激が多くなって、受診が必要になる方とかもいらっしゃるので、何か割合はちょっと印象、半分前後かなと思ったりもします。

(事務局:いの町ほけん福祉課)

結構多いかなという印象があるし、かといって中々すぐ繋がるわけではないんですけど。 やっぱり見立てが欲しいなって、医療の中で、ヒントがもらえたらなと思うような方は、結 構な割合で私の中では、8割ぐらいいるかなというふうに感じたりします。

(委員長)

ありがとうございました。私からも、今現在国の方で使われてるガイドラインでは多くの 方が、背景にメンタルヘルスの問題を抱えているということで、実際関わっている中で精神 科医療を積極的に必要な方ってそんなには多くないかも知れないですけども、ある程度薬物療法とか精神科医療を使いながら相談も来ながらというふうに、精神科医を上手に使ってっていう方はかなり、多くなるかなと思います。委員さんもおっしゃっていただいたように、アウトリーチはなかなか医療機関ではできないけど、というのはちょっとございますけども、現場で仕事して、このあたりで精神科の医療機関の先生にヒントもらいたいかなあとか、こういうふうなケースに対してどう関わったらいいかなというふうなところがすごく出てきたりしてるところでございますので、また医療の方からも、色々ご協力いただけたらと思います。ありがとうございました。

他にご意見とかご質問。

(委員)

精神科というわけではないですけどサポステに登録していただく時に、登録用紙を書いていろいろな情報を得るわけですけど、その中で、例えば手帳を持たれてる方とか、確か27%ぐらい、あるいは発達障害などある方が21%くらいですけど、数の上ではそういう数です。ただ、支援担当者の方の感覚的な部分でいうと、大体7割から8割ぐらいがそういう傾向のある方がいるんじゃないかということは言っておりましたので参考にということで。

(委員長)

はい、ありがとうございました。まさに現場の声というのは、大事になります。 じゃあ、意見を副委員長さんから。

(副委員長)

各領域で熱心にされている取組を聞かせていただきました。一点、須崎福祉保健所の取り組みで、昨年度の意見等の中で④教育分野との連携が難しいというお話がございました。もしよろしければ、この辺りをもう少し詳しく、おかまいない範囲で教えていただけないでしょうか。

(事務局:須崎福祉保健所)

多分事例によって異なると思うんですが、保健は、赤ちゃんから、保育園、幼稚園、保育園上がって小学校に上がるぐらいまでは、割と保健師が、例えば検診とか家庭訪問、予防接種とかでつながりやすい、情報が入りやすいんですけれども、一旦学校に上がってしまうと、なかなか関わる機会が減ってしまいます。そこで学校で起こることについて、いろいろあったとしても、保健師、保健の側には情報が入ってきづらいという傾向はあるような気がいたします。ただ、そういうこともなくて、熱心に学校とか教育関係が入っておられるところも

ありますので、一概にすべてが難しい訳ではありません。

(副委員長)

教育というのは、例えば教育行政の方。それとも、スクールソーシャルワーカーの方々や、 スクールカウンセラーも含めてということでしょうか。

(事務局:須崎福祉保健所)

学校や学校規模、市町村により(様々)、現場の状況(ケース)によって変わる(ケースバイケース)と思います。

(委員長)

ありがとうございました。

さまざまな課題が現状でもございまして、またそのあたり、協議の方でじっくり時間をとれたらと思いますので、続いて「令和3の現状及び課題を踏まえた今後の方向性について」 事務局の方から、ご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、今後の方向性でございます、協議事項の A 3 の資料をご覧ください。今後の方向性として、左の 3 つの柱に分けて、左から右への流れで、ご説明をしていきます。

一つ目は相談支援体制の充実についてです。現在の取組事項におきまして、①のひきこも りの相談支援に関する情報発信があります。四角の枠のところにありますように

令和5年度における新規相談件数の目標値は年間で200件のところ、現在、令和3年4月~7月末現在の新規相談件数は、116件となっております。

一方、ひきこもりの人が表面化しづらい傾向を踏まえますと、更なる広報の強化が必要だと考えております。

次の②の支援対象者の実態やニーズの把握につきましては、県及び県内7市町村において、独自の調査を実施済みですが、課題にあります通り、未実施の市町村でも、実態やニーズの把握が、望まれるところでございます。

このため、福祉保健所単位で先進事例の情報共有したり、実態やニーズ把握の実施促進を図ってまいります。③の市町村での多機関による支援ネットワーク化につきましては、市町村プラットフォームは令和2年度末時点で10市町村で設置をされてます。またひきこもり地域支援センターが同席する、市町村のケース会議は、10市町村で開催されておりますが、まだ、一部の市町村に留まっているところでございます。

ひきこもりの情報を支援機関にもれなくつなぎ、関わり続けるためには、多機関による、ネットワーク体制を構築しておくことが必要でございます。このため、国の事業も活用し 令和5年度末までに全市町村で包括的な支援体制が整備されるよう取り組みを進めている ところでございます。また市町村プラットフォームの設置につきましても、市町村との協議の場などを活用して設置を進めてまいります。

次に人材育成に関しましては①の、直接支援にかかわる支援者のスキルアップのため、今年度から福祉保健所管内毎の研修会を実施しております。現在2件実施済みで、3件が今後 実施予定となっております。

ケース会議の実施につきましても、10 市町村に留まっております。課題としましては、 市町村等では医療ケアが必要なケースについて、対応に苦慮しているとの声も伺っており ますので、また、市町村においてさらにひきこもり支援の取り組みを進めるためにも、医療 機関や福祉保健所など、連携・相談できる場所や、地域資源の充実が必要と考えております。 そのための情報共有の場や、県からの技術的助言の機会を今後も充実していきたいと考え ております。

②の地域の見守り役の方へのひきこもりの理解促進のため、民生委員やあったかふれあいセンターの職員等への研修の実施しているところでございます。研修の実施回数につきましてはまだ十分とは言えないところもありますので、更なる研修理解の充実を図り、ひきこもりの人等への理解を促進してまいりたいと考えております。

3つ目の多様な社会参加に向けた支援に関しましては、現在の取り組みとしまして、① の、地域における、既存資源の活用例としまして、あったかふれあいセンターにおきまして、ひきこもりの人も参加できる居場所を実施しているところが 12 拠点ございます。ひきこもりの人の就労体験の実施を行うところは、8 拠点となっております。

また、ひきこもりの人を対象とした居場所等を実施する県内の7団体に対しまして、補助金を交付し、支援を行っているところでございます。しかしながら、居場所のあるところは限られた地域でございまして、面積の広いに本県においては、ひきこもりの人が身近に通える居場所が少ないのが現状でございます。

従って、これまでの活用事例なども、情報提供を行いながら、さらなる居場所の拡大を図っていくこととします。就労支援の充実に関しては、3年度の取組で報告しました通り、インセンティブ制度を活用し、4人の方が就労体験を行いました。一方でインセンティブ制度を活用できる拠点が少なく、県内全域を網羅できていないという課題もございます。

今後、就労訓練等の実施のさらなる促進に向けまして、受入事業所やコーディネート役の 拠点の拡大、開拓を進めていきたいと考えております。協議事項につきましては以上でござ います。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

先ほど事務局でご説明いただきまして、ただいまの説明に関しましてご意見、ご質問がご ざいましたらお答えいたします。 ご意見ご質問、それから、こういうふうにしていったらいいよみたいな、提案でもよろしいかと思います。お話をしていただければと思います。

(委員)

人材の育成の課題の1についてなんですけれども、医療的なケアが必要なケースの対応に苦慮というところがあって、ひきこもりの方のケース、それぞれだとは思うんですけれども。

要は、ご本人が、医療的ケアを必要としているけど中々その一歩を踏み出すのに中々苦労する場合もあれば、医療的ケアが必要だけれどもなかなか何処にかかったらいいのかとか、例えば、相談したけれどもその医療機関側はスムーズに受けてくれているのかどうかとか、対応のどこにどんな感じで苦慮しているのかな、多分それぞれだとは思うんですけれども、どんなところが割とピックアップされるのかなっていうところは少し印象として、課題の中身の部分が聞けるとありがたいなと思っています。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

実際にひきこもり支援をしている時に医療的な動きが必要な、医療とメンタルヘルスの背景がある等と言ってきてますけども、どうやって医療につなげるのか、医療につないだところで、どうもならなかったとかいう場合もございますし、今日は市町村の代表でいの町さん。

(事務局:いの町ほけん福祉課)

医療につながる支援、よかったかなって思っている事例はおそらく委員もご存じの藤戸病院さんにつながしていただいた事例や、今日は欠席されておりますが、高橋委員のほうに、ご相談をさしていただいた方がおいでます。その方なんかは、本人は、医療が必要なんてことは全然思ってもなかったし、でも緊張しやすいだとか、そういうことで、何とか色々話をして、支援につながっていったんですけれども、やっぱり何度も通っていくうちに最初は、この緊張するのが障害になるんですか、とか発達障害なんですか、いう風に戸惑いをされてたんですけど、丁寧にご説明をいただいて、時間をかけていくうちに、やっぱりその今後の、これから生きていかないといけないという中で、お金の事とかいろんなことの心配が出てくるよねって。色んな選択肢を広げていくためにも、ちょっとご助言を色々いただいたりしたケースなんかは、あったりします。そのケースの方なんかは、本当に医療に繋がってよかったなと今思っているところです。

(委員長)

苦慮するケースっていうのはどうですか。

(事務局:いの町ほけん福祉課)

苦慮するケースは、そうですね、医療に繋がらない、本人が全く行く気がなかったりするケースもありますし、先ほどの事例でお話したケースなんかは、本人が行く気持ちになってない、本当は精神的にもしんどい所があるとは言ってるんだけれども、色んなヒントをもらえるよ、とかいうようなことを言ってみるけど、中々、いや今はやっぱりいいです。っていう風につながらないケースもあります。

で、実際私自身は医療にいざ繋がって上手くいかなかったっていうよりは、結構助けて頂く事が多いので、あんまり今のところは、苦慮することはなかったと思います。繋がるまでが大変だったかなと思います。

(委員)

ありがとうございます。ひきこもりの方の受診相談を受けたときに、我々精神保健福祉士とか相談員の方が窓口機能を果たしたり、もしくはその看護師さんだったり、事務の方とかが対応の窓口の相談に当たることが多いと思うんですけれども、その時に困り感であったりだとか、受診の必要性みたいなところが受診の窓口に伝わっているのかどうか、スムーズな受診につながっているのかどうかを心配しています。いの町さんだとその保健師さんが、事情を細かく説明してくれたりだとか、あとは本当に手厚いな、ありがたいなと思うのは、今もですね月1回の診察にちゃんと同席してくれて、あと持ち帰ってサポートの話をしてくれているので、そのつなぎの部分を我々としてはサポートさせてもらったりとか、非常にありがたく思っています。アクセスの部分がきちんと同行したりだとか、状況つないでくれている人がいたとしてそれを、受けとめてくれる医療機関の窓口が機能してるのかどうかっていう。こちらは1機関として対応してるので、他の機関も含めて適切に対応されてるのか、心配だったので少し質問をさせてもらったところです。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

医療機関へどう繋ぐか、医療機関とどう一緒にやっていくかっていう、いの町さんすごく 熱心に上手くやってらっしゃるんですけども。なかなかこう医療機関が近くにないとか、医 療機関に行っても「ひきこもり、それで相談されてもちょっとね」っていう風なとこも出て きたりで。実際、困ってらっしゃる市町村も多いかなという風に思ってはいます。

そういう意味で、委員さん、医師の立場で、ひきこもりで何とかしてくださいという風に 来られても、実際に、本人が出てこないとっていう風なところもあるので困るかなって思う んですけど。

医師の立場で、特に遠いところで、ひきこもりで困っててどうも精神的な問題がありそう

だというふうなケースなんかを医療機関を利用するとして、どういうふうな工夫を市町村でしたらいいかなと。

(委員)

なかなか正直、難しいところではあると思うんですけど。例えば遠方からですね、うちの 病院にそういう相談があったと想定してですよね。

さっき委員長も言われてたように、多分正直、精神科医の中にもすごく温度差があると思 うんです。それはもう、疾患じゃありませんという、医師がいるのも事実です。

ただ、私はどちらかというとその、その病気であるかどうかって言うのをまだわからない 段階なので、とりあえずその相談があれば、お受けはしたいと思っています。

医療体制の保険医療になるので、やっぱりおいでてもらわないことには何も診察はできないんですけれども、少なくともそういう相談があればですね、その、うちの病院の窓口は精神保健福祉士になりますが、そこで相談を受けて、それが医師の方に話が入って、そこで何かしらのアドバイスっていうのはしてあげることはできると思いますので、疾患があるんじゃないだろうかとか、中々ちょっと病気っていうのは考えにくいけど、なんか方法はないかなっていう、もちろんちょっと正直悩むとは思いますが、何かしらのアドバイスっていうところは、できると思うので、距離的に遠いとしてもいろいろ病院さんをあたってみて、そういう経験が多い病院であったりとか、熱心な先生がおられる病院であったりと今日欠席されてますけど高橋委員とかですね、いろいろ相談するしかないかなと、本当に数当たってみてぜひ、そのひきこもりに限らず他の疾患であったとしても、たらい回しではないんですけれども受けてくれたり受けてくれなかったりっていうことがあると思いますので、数を当たって、いろいろ本当にこうやってくれる病院を、探し出すっていうふうに、なるんじゃないかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

すごく的確な回答いただいて、心強い回答だったなと思いますけれども。委員も言われた みたいに医師としてできるのが、診ないとどうしようもないとか、本人出てこないとどうし ようもないっていうふうなことで門前払いというところもありますけれど。実際にひきこ もり支援をしてると、発達障害とか、不安障害とかあって、すごく苦手な部分がいっぱいあ って、これ医学的にどう判断したらいいのかな、っていう風な専門的な見立てをしてくださ るとすごく地域としてはありがたいかな、と思いますので、そういった医療機関、そういっ た先生がいっぱい増えていただけるとすごく心強いかなという風に思いました。

医療につなげるということで、須崎の福祉保健所の方で医療機関が中々こう、多くない中で苦労されることがあるかなと思うんですけど。

どんなに苦労したり、どんなにこう工夫してるかとか。

(事務局:須崎福祉保健所)

管内に病院が一つしかないということと、病院の特徴として、認知症が得意な分野で、なかなか子どもさんは診にくいところがあったりします。(それでも)どうしても医療機関にかかって欲しいケースが出た時に、(病院の)くらしサポート室に日頃の相談には乗っていただいています。市町も助けられることが多いです。

ただ、医療にかかりたい、治療を受けさせたいというときになると、近隣とか高知市の方の病院さんにお世話にならないといけないんだけども、遠いのでなかなかつながりにくい。 状況が悪くなってもなかなか改善しないまま、時間だけが過ぎていくっていうところがうちの管内の傾向としてはありまして、それをなんとか関係機関でできることをやろうよっていうので、泥の中を這いながら日々やってるような状況です。

その中の一つとして、今回ご紹介した連絡会(開催)というところで、精神保健福祉センター にも入っていただいて、何とかやっています。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

なかなかやっぱり高知県の特徴として、医療機関が偏在しているっていう、特に高知市に 集中してしまってるっていう様なところで。

ひきこもりに限らず、どう医療を繋いでいくかっていうのは地域の課題。市町村で、ひきこもりの方々がいらっしゃる家族がいても結局医療機関で相談できるところを通じてっていう風なところで、半ば諦めてしまってひきこもりが長期化してしまうっていう風なところがあったのかなと思います。

そのあたりって本当に高知県の精神科医療の課題っていうところで、その意味ではひき こもりの窓口が市町村で明確化してそういうお話やプラットフォームが、徐々に徐々に形 成されていって、課題を一緒に検討して、そしていろんな専門機関とかに提示することがで きるのは、すごく必要な事だなっていう風に感じます。

いの町さんとか福祉保健所、それぞれ苦労しながら繋いでいらっしゃるなぁところもあるように思いましたけれども。

その中でやっぱり地域では、あったかふれあいセンターの話もありましたけれども、高齢者に対しての包括支援センターも全市町村に存在しますし、その中で、高齢者だけではなくて実はひきこもりの方もいらっしゃって、困ってる方いらっしゃったんだという、見出されるかと思いますけれど、委員さんとか、どうでしょうか。それから高齢関係で感じられるところとかあれば。

(委員)

介護保険のケアマネージャーという立ち位置の業務をしている関係上、なかなかひきこ

もりメインにっていうところではないんですけども、先ほど委員長言われたように高齢者の支援を通じて、ひきこもりの家族がいるということを発見するっていうことは、今までにも幾つかありました。

で、僕が体験したところで言いますとやっぱり、今は高齢者への支援をする中での相談窓口として包括支援センターがあるんですけれどもそこへ家族の、ひきこもり、だというふうなところの相談をしたけれども 65 歳以上でないと窓口ではないと、いろんなようなこと言われて、保健所の方にっていうふうなこと言われて保健所さんにも相談すると、病院にかかってないとか、病名がついてないとちょっと、いうふうなところで、いろいろと窓口が、あちこちして結局本人さんが直接相談していただければというふうなところで、うまく伝わらなかったっていう経験は過去にはありました。

なのでできるだけ窓口をワンストップで何かしらこう、そういう欠画のところにつなげれるような仕組みができればいいのかなと思ってます。

それで、いの町さんの事例の発表を聞いてて本当に高齢者支援と全く同じ仕組みといいますか必要性があるのかなと言うふうに感じてます。

ケアマネージャーについてもやっぱり本人の高齢者が対象にはなりますけれども、やっぱり病気をされた方でちょっと悲観的になったり、もう駄目だっていうふうな方は沢山おいでて、その中でもできることを一緒に探したりとか、やりたいことを一緒に考えて、それに向けて、つないでいくっていうようなところ、ひきこもりと同じような仕組みなのかなというふうに感じましたが、やっぱりその中で、特にひきこもりの方はちょっと難しくてちょっと下手な対応したりとかっていうことになると信頼関係がすごく、こじれてしまうすごく大変なところだと思います。

その中でやっぱり事務的にたぶん手続きを進めても、なかなかそういった思いを引き出すっていうのは難しくってやっぱり伴走者として、本人に真に寄り添うというふうな支援体制が組めればいいのかなと、聞きながら感じたところでした。以上です。

(委員長)

はい。ありがとうございました。

本当にこれからこの地域社会をどう支えていくかというところで、高齢の部門が高齢の部門っていうだけではなくて、各障害とかその他、住民の方々の困っている所をどう一緒に支援していくかということに繋がるかと思いましたし、すごく大事な視点かなという風に感じました。そういった意味で生活困窮の方でも、様々な困ってらっしゃる方を支援されてる立場にあろうかと思いますけど。委員さん何かご意見とか提言いただけたらと思います。

(委員)

高知市の社協、生活困窮の相談センターをやっております。

私どもでは、直接ひきこもりだけっていう相談もあるんですけど、それよりかはやっぱり生

活がらみで、地域包括からの情報とか、8050、特に8050言いますけど、親の年金なんかで生活していた息子さんが、親の収入が何かの変動で特にコロナがらみで親の収入が減って、そのために子供も一緒に困窮してきた状況もこの1年ぐらいありまして。地域包括からの情報とかもいただきながら、こちらが50代の息子さんがひきこもっておるらしいでということで情報をいただいたら、その生活困窮の話しをする中で、それと共にひきこもりも一緒にということでやってます。

なかなかその中でひきこもりの方というと、本当に重度というかなかなか面談にもおいでてくれない方から、順番に軽いひきこもり傾向にあるぐらいの方とか、いろいろおいでて、 状態像によって支援が全然違ってくるということがあります。

特に、重度の精神疾患があるという方なんかもう本当に、長い間、ひきこもってますので、なかなか支援が困難で、関係機関との連携、関係機関のケース会と、ここに議題1のところで、ケース検討会の実施は一部市町村にとどまるということを書いてますけど、こういう正式な会議でなくても、日々私どもはケース検討会を関係機関においてやってますけど、なかなか困難ケースの支援というのはいつも長期間になっております。

それからひきこもり傾向にある方なんかについては、私ども最近は就労準備支援と言いますけど、サポステさん、若者サポートステーションの取り組みとか、それから就労サポートセンターかみまちとか。独自にいろいろインセンティブをつけて、いろんな就労体験したり、こちらも農作業をしたり、一部事務を切り出したり、それから土佐山へ行って薪割りをしたりとか、いろんな形で、行っています。農業なんかは特にひきこもり傾向にある方、農作業なんかしたらもすごく気持ちがよかったみたいで、次もまた行きたいと結構好評で、現在15人ぐらい、色んな作業に従事してます。すべてのひきこもりの方というわけではないですけど。

1回仕事につまづいてなかなか再就職ができない方とかおりますけど。ひきこもりの支援ということで、いろんな作業取り入れた取り組みを行っております。ひきこもりの方、いろんな状態像がありますのでいろいろ研修も勉強させてもらって、職員のレベルも上げていかなくちゃいけないので、勉強はさせてもらっていきながら、日々取り組んでおります。

(委員長)

はい、ありがとうございました。委員さんからこう、仕事のこと就労のことというのはお 話もございましたけれども。

なかなか就労というところも難しい中、労働局の委員さん、就労と言いますか職業訓練で ハローワーク等をやってらっしゃる関係で、ひきこもりの方とかこういう方とか就労支援 で、気がつかれた事とか、こういった工夫をするといいよっていうような事なんか、なんで もよろしいですのでご意見いただけたらと思います。

(委員)

農業の作業体験とか、実際の就労に近い体験が、すごくその方のためになります。ハローワークでは、過去に引きこもっていたと言うことで相談される方は、比較的相談される期間が長くなることが多いのですが、就労体験をすることで、自信が沸き、一歩踏み出して面接に行ったりするケースがあります。

また、ハローワークの場合、紹介就職後のきめ細かいフォローや生活相談まで、行き届かない現状も有り、サポステさんをはじめとする関係機関等とも連携してフォローを行っています。そのため連携が非常に大切と考えていますので、今後ともよろしくお願いします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

ハローワークを訪ねて就労できるっていうだけじゃなくて、そこを行きつ戻りつってい うような形で。就労できなくても、その人に寄り添うというような形で、サポステさんのお 話も言ってましたけども。ハローワークと連携したり、やっぱりこの地域のいろんな支援者 と連携して、サポートステーションでいろいろこう、セミナーやってもなかなかうまくいか ないなっていうケースもあろうかと思いますけど、そういった、就労支援のご苦労とか、ご 意見いただけたらと思いますけど。

(委員)

就労支援で苦労してる、いろんなパターンがたくさんあるんですけれども、例えば、最近あった、ひきこもりの方が顕在化してきたケースです。生活保護受けている家族の方ですけども、病気になられて市町村の方の生活支援の部門が入って、そのとき息子さんが 40 代で、28 年間働いてないことがわかり、そこでサポステへ紹介があった。そのご本人も非常に人と接することが怖いとか、人の目が気になってるとか、いろいろな課題を持たれていて、なかなか外に出れなかったと言うのですけども、働きたいという思いはやはり、頭の隅にあったようで。サポステの支援員が話をすると、働きたい自分自身の課題を少しでもなんとかしたいという思いはあり、それで少し話は進んだのですけれども、まずは、体験、就労体験してみようということで、今その段取りをしている途中です。少しずつやっていけばいい方向に行けるのじゃないかということを考えています。

それからひきこもりの方の、家庭的な問題があり生活保護受けられたりとか、非常に複雑なケースがあるのですけども、私が聞いてる範囲でもひきこもりの方もやはり働きたいなとか、何とかしないといけないなというのは頭の隅っこにあるということは聞いてます。

ですから、どういうようなアプローチの仕方がその方の心に響いてくるのか、考えれるのが、うちもいろんな方を支援してるんですけども、1人の相談員が支援をやのではなくて、場合によっては担当を変えてみることで、違うアプローチの仕方があるのではないかといったようなこと。それからひきこもりの人に対しても、いろいろ数撃って当たるではないで

すけども、どこにその方の、アンテナに響く部分があるかわからないのでそういったいろん な角度からやることが必要かなと思っています。

こちらもそういう弾を沢山持っておく必要があるなと思っています。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

ひきこもり支援、ひきこもりだけターゲットで、また就労支援だけターゲットではなくて。 結構、様々なこう生きづらさを抱えている方の、ご本人さんの支援をどう考えていくかとい うところに繋がるかと思いますけど、そういった目で地域を見守る立場でずっとやられて きている、民生委員の立場で、委員さん。

本当に地域を支えてきた立場で、色々こう、ひきこもりの支援とか、今の保健福祉行政に関してのご意見とか、今までのご意見の中でも民生委員さんの立場で、どういう事が出来るのかなっていう風な事とか、気がつかれた事とか、色々お話聞かせてください。

どうぞよろしくお願いします。

(委員)

初めての会でございまして、専門的な知識がありませんが。いろいろ委員の皆様のお話を お聞きしました、民生委員の立場としてお話させていただければと思います。

ひきこもりの課題ということについて、私たち民生委員に実態調査に協力してほしいとの相談があったのが去年のことになります。ひきこもりのアンケート調査が来まして、それを県下の民生委員全員が実施しております。その調査結果の数字がでていますが、実際の数はもっと随分と多いはずだと思っております。民生委員に聞くと、そのアンケートに「そうにかーらんけんど、あんまり調査せずに書いてあるから(分かっている範囲で)そのままを書いた」という様に聞いております。どうもあの人、昼間家におるみたいとか、そんなことも聞いております。ひきこもりの支援とかって、実際に私達民生委員活動をしていましても、ひきこもりの方がどこにおいでるかっていうのはわかりません。

ただ先ほどからいろいろお話が出ております様に、地域包括支援センターの方は、高齢者の所に支援に行ったら息子さんがおってねと、いうような事は本当にこの地区でも何人もいますよというふうに話してくれました。包括支援センターから親御さんに聞くと、親御さんは息子さんをすごく庇っている、あの子はいい子やけんどね、というふうなことがあると聞いております。それから、地元の包括支援センターが、スーパーマーケットの近くにあります。スーパーマーケットのスタッフから「時々来て話をする女性の方がいて、少し気になっている」と包括支援センターの方が聞いて、その聞いた話をどこへ相談したらいいかわからないというふうなことを聞きました。包括の職員もひきこもりの研修を受けた状況でも、どこへ相談したらよいのか分からないようでした。

私たち民生委員も、もし、そういう人の話を聞いた時に、今はもう色々地域包括支援センターに相談をしています。それから高知市ですので、高知市社協の地区コーディネーターにも話をします。もし何かを感じた時に相談できるところっていうのはすごく必要だなと思います。

これから私たち民生委員も周知や研修が必要だと思っています。どの様な研修会が良い のか考えていきたいと思います。

(委員長)

はい。わかりました。

本当に民生委員さん、地域の見守り役として、住民の細かいところに気づかれて、ここ困ってるんじゃないかなって。じゃあ、どこに繋いで、どういうふうな事をやってもらえるのかっていう風なことがきちんとないと、一生懸命民生委員さん、地域の見守り役で、活動されてるのに、中々「自分達がが心配するだけで終わっちゃったかなあ」っていうことになってしまうとね、申し訳ないなぁという風に思います。そういった意味でも、私たちも民生委員さんに対して研修するとか、また各市町村の窓口を明確化されたっていう明確化されても本当にそれが機能しないと、どうしようもないので、それが機能して連携してまた民生委員さんとこう気づかれたこと、そして包括とか、障害者部門とか、就労部門とか、それだけは有機的に繋がるっていう形を作っていきたいなというふうに思いました。ありがとうございました。

そういった共生社会の立場で、委員、いらしてますので、高知市はそれを共生社会推進担当という形で、まさにこう、高齢とか障害とか超えて、みんなが生きていけるというような、社会に作りになろうかと思いますけど、委員の方から何かご意見とか。

(委員)

今日は須崎福祉保健所さん、それからいの町さん、他の色んな様々な取り組みお聞かせい ただきまして非常に勉強になりました、ありがとうございました。

先ほど委員長の方からもご紹介いただきましたけれども、高知市の地域共生社会の実現というところを市政の大きい重点課題に掲げて取り組みを進めているところでありまして、その中で分野を超えて包括的な支援を進めていく、このひきこもりの支援に特化した支援の枠組みというのは特に設けてないんですけれども、このひきこもりの方への支援の代表になるかと思うんですけれど。自殺対策であったりとか、ダブルケアとかですね。どこか一つの部署ではケアしきれないような課題というのは増えてきております。また、先ほどからもお話の中にも出てきますが、例えば、介護の事でお話を聞いてる中で、ひきこもりの事が分かったとか、そういう事が複合的な課題というのも増えておりますので、そういった課題に対しまして、庁内が連携をして、包括的に支援をしていける仕組みづくりっていうのには取り組んでいくところです。

具体的には、健康福祉部・こども未来部の相談支援にかかわる部署、今7つの課の9人の職員に包括的相談支援員という形で任命をしておりまして、包括的相談支援員が定期的に、概ね月1回ぐらいなんですけど集まりまして、それぞれ情報とか課題の共有をしたりですね、それからテーマを決めてちょっと研修みたいなことをしています。

先ほど事務局の方からのご説明いただいた中にもあったんですけど、包括的相談支援員の体制を作る前に、準備に向けて改良を進めてる中では県の地域福祉政策課さんとか、ひきこもり地域支援センターの方に来ていただいて色々業務のご説明とか取り組みついてご説明をいただいたり、ひきこもりに関することで日頃職員が日常的にいろいろ自分たちの分野で活躍、活動する中でどういった課題があるっていうふうに感じているかっていうことを共有したりっていうのを設けたりもしております。その会の中でですね、例えば、個別に支援が必要な事例等が分かってきた時に、また関係機関の方にも入っていただいて支援の方向性とか一緒に検討させていただいたりっていうふうな、流れになっていくかと思います。その上では、先ほど委員のお話もありましたけれども、地域で活動されている民生委員さんであったり、いろんな関係機関の方に関わっていただくことがすごく大事だと思っておりますので、また皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

他の市町村の方、どういう取り組みを実際されているかとかっていうところをっていうのをお互い情報交換とかさせていただけたらと思いますので、またご協力をいただきたいと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。またよろしくお願い致します。

色々とお話進めていきましたけど、各委員の方々から、それぞれの立場から、ご意見とかいただきました。また人材育成に関しましても委員さんから民生委員さんに対して、研修はあるのかっていう風な話もございましたけれども、私どもひきこもり地域支援センター、精神保健福祉センターも、各種研修等を行っております。なかなかこう十分なところは出来てないんですけど、逆に委員の皆様方からこういう研修をしていただきたいなとか。こういう研修があるといいなっていう風なところございましたら、是非お伺いしたいかなと思いますけども、如何でしょうか。

(副委員長)

今回、委員の皆様のお話や委員長の今のお話を伺う中で、今後の方向性において支援技術の向上の人材育成という中で、支援者への技術的支援の強化が挙げられています。特にここでは医療的ケアが必要なケースが中心にはなってます。当然医療的なケアも十分必要なんでしょう。ただ、色んな段階があると思うんですね。ソーシャルワーカーの支援が考えられる時とか民生委員さんが頑張っていただける時とか、いろんな方の、ひきこもり具合によっ

て様々な選択肢があると思います。そういう支援者側のコーディネーターっていうんでしょうか、ケースにおける支援者側のコーディネーターも育成をしていただいて、あとご家族側のキーパーソンとどうつながるか、そういう視点を持った、よりケースを中心とした支援チームの作り方の技術的支援の強化をしていただけると、非常により有機的、実際的に動くのではないかなというふうに考えました。このような中で臨床心理士もご協力できるかと思います。

(委員長)

是非ご協力をお願い致します。

いろんな職種の方々に、色んな立場から研修していただいたらという風なところもございますし、委員さんはピアで、やっぱりこう、専門職だけではなくてピアの方々が、こういった人材育成の中に入っていくというのもすごく重要かなと思いますし、ピアサポートセンターもやられてますし、ピアの方々を通して、こういう風な研修を各地域の支援者の方々とか、市町村の方々に伝えたいなということ何かも含めて、お話いただけたらと思います。

(委員)

相談できた人の生きづらさを受けとめるキャパシティをどう作っていくかという。特に同じ経験をしたもの同士なんで、言葉があまり必要でない部分もありますけど、やっぱりそれぞれ同じひきこもりでも経験値が違いますので、全くイコールで結ぶことができないんですね。そこら辺の受けとめる力のキャパシティをどう作っていくかが今のピアサポートセンターの一つの課題ですね。

それと、どうしてもひきこもりの経験者って一口に言っても、もう絶対OKっていう人もいれば、やっぱりカウンセリングを受けながら、ピアサポーターの役割をしてるという人もいるわけです。だから、ピアサポーターに対する専門職のバックアップっていうのはどうしても必要です。

で、各市町村で居場所をつくるなり、相談業務をするなり、その中に必ず、ひきこもりの 経験者を入れていくっていうことは大事だと思うんですけど。入れた経験者を専門職の人 が無理のないようにサポートする。この体制ができていたら、結構な効果を出せるんです。 かくいう私もピアサポートセンターの相談で想定外の事がありまして、その時は精神保 健福祉センターに相談に行って、このまま続けてもいいでしょうかっていう、そういうその 専門家の意見ていうのも本当にないと、物凄くやりにくい。

引き続き、よろしくお願いします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

ピアサポートセンターで本当にこう当事者の方々の居場所としても、機能しているとこ

るかと思いますけど、単に居場所を作っていけばいいというわけじゃなくてやっぱりそこは、居場所として機能する、相談を受ける方々の専門機関や市町村の、行政等がきちんとバックアップして全体で支えていくということがないと、何かよくわからないような相談が来て、よくわからないような対応をしてという風にしてしまいかねないところもあるので、重層的に市町村、県、というふうな形で、支えていく。

そのためには、当事者の方、ご家族の方、そういった方々を中心として考えていく、取り組みをしていくことが必要だし、教育から、保健福祉、それから高齢者とか、母子保健なんかも含めて、全体でどう支えていくかそれで就労の方に結びつける人はどう結びつけていくかというふうに、本当に包括的に重層的にどう考えていくかという風なところは重要かなというところで、皆さんご意見を伺って私なりに、すごく大切なことを教えていただいたなというようなことを感じました。

進行が早くも終わりの時間に近づいてきましたので、他にご意見とか、ございますでしょうか。なければちょっと時間になりましたので、進行を事務局の方にお返し致します。どうも皆さんありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様方、沢山のご意見、ご指摘ありがとうございました。

また今後の取り組みに対して大変ご示唆のある本当に沢山ちょうだいできたかなと思っております。それでは以上をもちまして本日の令和3年度、第1回高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を閉会さしていただきます。本日は誠にありがとうございました。